

平 20 全経外第 32 号

平成 20 年 11 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会計処理等について

(1) 「会計処理等」については、本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨等に概ね合致するため、概ね賛成である。

(2) ただし、「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」の第 13 項については、「稀な場合」に限定するのではなく、第 14 項の第一文の意見のように（すなわち、2008 年 11 月 12 日に開催された第 165 回企業会計基準委員会の審議事項（1）－1、「[検討資料]有価証券の保有目的区分の変更について」の第 6 頁に示された【論点 3】の丙案と同様）、国際基準と同等の要件等を満たす場合には、振替が可能となるように要件を緩和すべきである。

(理由)

- ① 国際基準でも（「売買目的」区分からの振替においては「稀な状況」に限定されているが）、「売却可能」区分からの振替においては（「債券」は従来から、「貸付金及び債権」は 2008 年 10 月 13 日の改正により）、「稀な状況」に限らず振替が可能であること。
- ② 「稀な場合」以外の取扱いの検討については、第 14 項の最終文や脚注 4 の検討予定では、2011 年頃の改正となる可能性が高いため、実現が遅くなる感があること。
- ③ 「稀な場合」に限らず振替を可能とする場合の濫用・恣意性についての懸念は、「満期保有目的の債券」の厳格な要件や監査・注記による牽制措置が十分

にあるため、杞憂であること。

- ④ 今般の対応では、「本実務対応報告が改正 IAS の公表に伴う対応である」とされているが、当該改正 IAS 自体は、(保有目的区分の変更に關しては) 特に最近改正されていない米国基準との差異を解消すべく緊急に対応した経緯があるため、本実務対応報告も今回の改正 IAS の対象ではない点も含め差異を解消すべきであること。
- ⑤ 表面的・形式的には、国際基準による「売却可能」区分からの振替においては(「貸付金及び債権」は 2008 年 10 月 13 日に改正されて初めて振替が可能になったものの)、「債券」は従来から振替が可能であるため、第 14 項の第二文に示されたとおり「当該論点は今回の改正 IAS の対象ではない」ようにも見える。しかし、日本基準とは異なり、国際基準では法的には有価証券であっても「活発な市場での公表価格がない」等の一定要件を満たすものは「債券」ではなく「貸付金及び債権」に該当しうる(実際にドイツ銀行等の欧州の金融機関は、2008 年 10 月 13 日に改正された国際基準の遡及適用により、第 3 四半期決算において「(満期保有目的の) 債券」ではなく「貸付金及び債権」に多額の振替を実施したことを開示済。)

そのため、実質的には、日本基準の「債券」のうち相応の部分については国際基準では「貸付金及び債権」に該当しうるので、「当該論点も今回の改正 IAS の対象である」とも言える。したがって、「本実務対応報告が改正 IAS の公表に伴う対応である」という観点からでも、国際基準による「売却可能」区分からの振替における「貸付金及び債権」についての 2008 年 10 月 13 日の改正内容と平仄を合わせるべきである。

(3) 上記の(2)等について、仮にやむを得ず「稀な場合」の限定が残る場合でも、少なくとも「稀な場合」の定義・要件を可能な限り、より明確化・具体化していただきたい。

(4) 第 5 項・第 9 項・第 13 項とも、「稀な場合」として、現在の市場環境が該当することを明確に記述していただきたい。

(理由)

当面の対応を示した今回の実務対応報告に関する企業側・監査人側の判断基準が曖昧になることに伴う混乱を回避するため(同一事象が生じている状況において、企業間で振替の可否判断が最初の段階で異なると企業間の公平性・比較可能性が全く確保されなくなる懸念がある)。

(5) 保有目的区分を変更する場合には、「振替時の時価をもって振り替え」を行うことになるが、当該時価には、現行の会計基準の明確化を目的とした実務対応報告第 25 号「金融商品の時価の算定に関する実務上の取扱い」に基づく価額（時価）を含むものであることを明確に記述していただきたい。

(6) 有価証券の一部につき保有目的区分の変更を行う場合、変更を行う債券の単位に特に制約はないこと（同一銘柄・同一回号の一部でも可能）、また、複数の異なる日に変更・振替を行うことも可能であることを確認したい。

(7) 直近 2 会計年度以内に、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）第 80 項、第 83 項にもとづき、満期保有目的の債券をその他有価証券に振り替えた場合、実務指針第 83 項によれば、今年度中は満期保有目的の債券区分を使用できないことになるが、直近 2 会計年度以内に満期保有目的の債券をその他有価証券へ振り替えた実績がある場合でも、今回の措置は、実務指針第 80 項「④法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合」に該当するものか否かを確認したい。

2. 適用時期等について

(1) 「適用時期等」については、本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨等にも概ね合致するため、概ね賛成である。

特に、9 月のリーマン・ショック以降、いまだ流動性低下に伴う取引価格の下落がみられる金融商品について、すでに満期まで保有する意思を明確にしながら早期の制度的対応を希望していた者に対し、遡及適用を認める経過措置を設けたことは、市場の実態認識から制度的対応に至るまでに必然的に発生する時間差を埋めるものであり、適切な措置であると評価する。

(2) ただし、第 18 項の「…平成 22 年 3 月 31 日までの適用とする」については、具体的な年月日を記載するのではなく、せめて「…当面の間の適用とする」とすべきである。

(理由)

① 公開草案で示された「会計処理等」については、上記 1. (2) に記載した

点等を除き概ね妥当であり、また、必ずしも「最近の金融市場における混乱」等を考慮するだけではなく本邦会計基準の国際基準との迅速なコンバージェンスの趣旨も踏まえたものと考えられることから、本来、「当面の間」と適用期間を限定する必要性も乏しいと考えられるが、特に具体的な年月日まで特定する必要性は乏しいこと。

- ② 仮に「最近の金融市場における混乱」等を主に考慮する趣旨としても、当該混乱や「稀な場合」等が「平成 22 年 3 月 31 日」等の具体的な年月日までに必ず解消する、あるいは、一旦解消するとしてもその後は絶対に再発しない、とは現時点では断定不可能であること。
- ③ 国際基準や米国基準でも特に適用期間に限定はなく、まして具体的な年月日までの特定もないこと（国際基準における 2008 年 10 月 13 日の改正に伴う遡及適用を選択する場合の適用期間は除く。）。
- ④ 第 18 項の「その後の取扱いについては、改めて検討することとする」とは、第 14 項の最終文や脚注 4 での「見直し」の一部として対応することが合理的と考えられ、当該検討予定では 2011 年頃の改正になる可能性が高いものの、現時点では具体的な年月日まで特定することは困難であること。特に「平成 22 年（＝2010 年）3 月 31 日まで」に当該改正が完了したうえで適用開始にまで至る可能性は低いと考えられること。

3. その他

○ 上記 1. (2) ⑤に記載した「債券」や「貸付金及び債権」の定義・要件に関する日本基準と国際基準とのコンバージェンスについて、本実務対応報告では対応不可能な場合でも、第 14 項の最終文や脚注 4 での「見直し」の一部としては対応していただきたい。

以 上